

○岡山理科大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程

(目的)

第1条 岡山理科大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程（以下「本規程」という。）は、火山噴火、地震、台風等の自然災害により、学費支弁者が災害救助法の適用地域に居住し、修学困難となった本学学生に対する授業料等減免措置（以下、「措置」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 措置の審査対象となるのは、自然災害により家庭事情が急変し、勉学を継続する意志があるにもかかわらず経済的に修学困難となる以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学費支弁者の居住する家屋が損壊・流出、又は浸水等の被害を受けている場合
- (2) 市町村による避難勧告又は学費支弁者の居住する家屋の立入禁止区域指定が1か月以上の場合
- (3) 学費支弁者が死亡、行方不明、長期療養中若しくは重度な障害を負っている場合
- (4) その他、災害の状況に応じて理事長が必要と認めた場合

(減免措置内容)

第3条 当該災害発生年度に措置の対象となった者に対する措置内容を、被災程度に応じて別表1の1に定める。ただし、特待生入試制度に基づく特待生の期間は除く。

2 授業料減免の期間は1年を超えない期間とする。

3 入学以前に被災した者及び当該災害発生年度に申請をしていない者の措置内容は別表1の2に定める。

(申請方法)

第4条 措置の適用を希望する者は、別表2に定める区分に応じた提出書類を添えて、指定の期日までに、学生課に提出する。

2 第2条第4号の事由により措置の適用を希望する場合は、被災程度を証明することのできる書類を学生課に提出する。

(選考方法)

第5条 第2条の審査基準を満たす者に対して、学生課において災害の種類、被災の程度等について詳細に面談し、慎重に審査を行った後、当該学部教授会の審議を経て、措置適用候補者を学長に報告する。

2 大学協議会の審議を経て、学長は措置適用候補者を決定の上、理事長に上申し、理事会において措置適用者を決定する。

(適用停止)

第6条 広域災害により申請者が多数生じた場合は、大学協議会で協議の上、学長は適用を停止することがある。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、第1学部運営委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

なお、従前よりあった『岡山理科大学自然災害による被災地出身学生に対する特別支援措置』並びに『「自然災害による被災地出身学生に対する特別支援措置」の運用について』は平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

2 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

3 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

4 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。